第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第１８１号
川崎市宮前区白幡台２丁目３番地１　白幡台住宅６―502
債務者　翠川健太郎
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
川崎市高津区久本１丁目12番22号　グリーンヒルズ吉村202、前住所川崎市高津区下作延２丁目15番５号　グリーンハイツ301
債務者　藤村　和美
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
川崎市多摩区三田４丁目８番地２　３―101
債務者　鈴木　親子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
愛知県豊橋市東岩田１丁目４番地の９
債務者　杉原塗装こと　杉原　忠義
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１１０号
愛知県豊川市江島町稲場27番　第２地
債務者　カラオケ情報社こと　服部　昌平
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１１２号
愛知県豊川市千両町数谷原12番地の８、従前の住所名古屋市北区杉村１丁目16番４号　レントハウス202
債務者　後藤　隆元
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１１５号
愛知県豊川市東新町33番地　稲荷北住宅１棟107号
債務者　久冨　秀勝
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１９７号
岡山県岡山市中区西川原１丁目４番９号シークハウスコーポ30Ａ
債務者　早瀬　翔大
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０８号
岡山市中区江並164番地23エスポワールえなみＤ101
債務者　宮田　正志
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２１号
岡山市西大寺新地357番地１トッティー103号室
債務者　長谷　暢之
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１５号
横浜市港南区野庭町670番地　野庭住宅２棟201号
債務者　本多　弘幸
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８９号
東京都小金井市東町２丁目24番５号クレッセントハイツ105
債務者　大森　　駿
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７６号
長崎県佐世保市川下町66番地２　コーポ恵205、前住所長崎県佐世保市上相浦町12番30号　第２スカイハイツ102
債務者　堀川ひとみ（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
釧路市豊川町11番４号　加藤マンション７号室
債務者　川上　幸枝（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午前９時30分
釧路地方裁判所